

喬木村社協指定居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人喬木村社会福祉協議会が開設する喬木村社協介護サービスセンターふれ愛（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護又は要支援の状態（次条において「要介護状態等」という。）となった高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、要介護状態等となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 2 事業所の介護支援専門員は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業に不当に偏ることがないように、公正中立に行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、喬木村、老人福祉法第 20 条の7の2に規定する老人介護センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 喬木村社協介護サービスセンターふれ愛
- （2）所在地 下伊那郡喬木村 6670 番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- （2）職員（介護支援専門員） 3名以上
職員は、法に定められた担当利用者数内の指定居宅介護支援の提供に当たる。
- （3）事務職員 1名（兼務） 事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 30 日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時 15 分から午後5時 15 分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 8 時 15 分から午後5時 15 分までとする。
- (4) ただし、管理者の判断においてこの限りではない。

(指定居宅介護支援の方法、内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成又は変更
- (2) 利用者又はその家族及び指定居サービス事業者等との連携
- (3) 必要に応じて、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供

3 使用する課題分析票は、居宅サービス計画ガイドラインとする。

4 利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催は、当事業所相談室、利用者宅その他適切な場所で行う。

5 介護支援専門員は、サービス開始後においても、必要に応じて利用者の居宅を訪問し、適切なサービスが実施されているか把握する。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、喬木村の区域とする。

(苦情解決)

第9条 提供した指定居宅介護等に対する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着 型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し 必要な援助を行うものとする。

- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体 連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な 改善を行うものとする。

(虐待防止のための措置)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について 従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的の開催するために研修計画を策定する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講ずるとともに、村へ報告する

(その他運営について重要事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修を研修計画に基づいて行うものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項(重要事項説明書及び指定居宅サービス利用契約書)については、社会福祉法人喬木村社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

- 1 この規程は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成 24 年6月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和 2 年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、第9条(苦情解決)と第10条(虐待防止のための措置)を追加し、令和5年8月1日から施行する。
- 6 この規程は、令和6年4月1日から一部改正(営業時間変更、虐待防止のための措置)し施行する。